

建築基準法(令和元年改正)講習会の報告 (公社)大分県建築士会日田支部

広報部長 秋 和夫

8月8日、日田市複合文化施設 AOZE2 階会議室に於いて、日田市土木建築部建築住宅課の主催で、改正建築基準法講習会が開催されました。日田支部会員にも事務連絡があり、講習会全体で 37 名の参加がありました。



(開会の挨拶をする建築住宅課大友氏)

建築基準法の改正については、日本 ERI 株式会社大分支店の篠崎さんより、説明がありました。

空き家活用や木材利用の促進及び高い耐火性能建築物の建て替えを促す目的で、主要構造部の防火関連規制にこれまでの仕様規定に性能規定が加わります。今後、告示で適合仕様や検証法を制定予定で、建築基準法第 21 条(大規模建築物の主要構造部)・法 27 条(耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物)・法 61 条(防火地域内の建築物)について性能規定化が行われることにより、これまで耐火構造としなければならなかったものが、木材燃えしろの設計を利用して準耐火構造にできるようになりました。



(法改正説明をする日本 ERI(株)大分の篠崎さん)

建築基準法 61 条に延焼防止建築物(耐火同等)、準延焼防止建築物(準耐火同等)の同等性能の基準が明記されたことにより、準防火地域内にも建蔽率 10%の緩和ができるようになりました。

2019(令和元)年6月24日に、空き家対策として、既存建築物の用途変更を促進するため、①階段両側に手摺りを設置、②滑りにくい仕上げ、③注意昇降をする旨の表示等を行うことにより、建築基準法施工令 23 条の階段構造の蹴上げ・踏面寸法が大幅に緩和されました。同じ目的で、建築基準法第 6 条 1 項の確認申請についても、1号建築物の床面積が 100 m²から 200 m²に引き上げられ、コンビニの新築や一戸建てをグループホームに用途変更にする場合等が、4号建築物として扱えるようになりました。



(講習会場の様子)

建築物省エネ法の改正と確認申請の図書について指導審査係坂本氏より、説明がありました。「建築物省エネ法」は、2015(平成 27)年7月8日に公布されていますが、2017(平成 29)年4月1日からは、規制措置を含めたすべての規定が施行されることに伴い、現行の「省エネ法」が改正され、「建築物省エネ法」へ移行します。

非住宅部分の床面積が 2,000 m²以上となる建築物の新築・増改築は、省エネ基準の適合が義務化され、省エネ基準適合判定が必要となり基準に適合していなければ確認済証の交付を受けることが出来ず、完了検査時にも検査の対象となります。省エネ適合性判定については、一般財団法人大分県建築住宅センター、日本 ERI 株式会社等の登録省エネ判定機関に審査を委任し、2,000 m²以上の住宅及び 300 m²以上の建物に必要な届出については、日田市に提出するようにとの事でした。

2019(令和元)年5月10日に建築物省エネ法の一部改正が国会において成立し、同年5月17日に公布されたことにより、2021(令和3)年4月より適合義務と適合性判定の対象が非住宅部分の床面積300㎡以上に引き下げられ、今後は300㎡以下の小規模建物についても設計者から建築主への省エネ性能に関する説明が義務付けられる予定です。

建築協議書(建築敷地調査書)については、都市整備課佐藤氏から説明があり、令和元年9月1日からの運用分には、文化財保護課、環境課(※一戸建ての住宅等は除く)、土木課が追加されました。

詳細については、下記を参照してください。

<http://www.city.hita.oita.jp/sougyoukigyou/sumai/kentiku/6665.html>

《報告後記》

今回の講習会は、2018(平成30)年に建築基準法の改正が行われ、2019(令和元)年6月1日より施行されています。既に、法改正されて1年以上経っていますが、建築基準法施行令第128条(小規模建築物の敷地内通路幅員)が現行150cm以上から90cm以上(未定)や告示に制定される予定の防火関連規制(性能規定)の検証法など、現在確定していないものがあるため、制定状況を確認しながらの作業が続きます。8月22日にも、日田消防署の主催で消防法の観点より、用途変更による消防設備の設置と変更について講習会が予定されていますので、頑張っ頑張って勉強していきます。

(広報部長 秋 和夫)